

平成 27 年 3 月 2 日開会

平成 27 年 3 月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第1号	寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正	1
議案第2号	平成26年度寝屋川市一般会計補正予算(第6号)	別冊
議案第3号	平成26年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第4号	平成26年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第5号	平成26年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第6号	平成26年度寝屋川市水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第7号	平成26年度寝屋川市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第8号	工事請負契約の締結	4
議案第9号	特定事業契約の締結及び財産の処分	6
議案第10号	枚方寝屋川消防組合規約の変更に関する協議	9
議案第11号	寝屋川市行政手続条例の一部改正	11
議案第12号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	15

番 号	案 件	頁
議案第 13 号	寝屋川市立市民活動センター条例の一部改正	17
議案第 14 号	寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正	19
議案第 15 号	寝屋川市教育委員会の教育長の服務に関する条例の制定	22
議案第 16 号	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	25
議案第 17 号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	27
議案第 18 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	31
議案第 19 号	寝屋川市介護保険条例の一部改正	38
議案第 20 号	平成 27 年度寝屋川市一般会計予算	別冊
議案第 21 号	平成 27 年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 22 号	平成 27 年度寝屋川市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 23 号	平成 27 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 24 号	平成 27 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
議案第 25 号	平成 27 年度寝屋川市水道事業会計予算	別冊
議案第 26 号	平成 27 年度寝屋川市下水道事業会計予算	別冊

番 号	案 件	頁
議案第 27 号	市道の廃止	42
議案第 28 号	市道の認定	44

議案第 1 号

寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正

寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年寝屋川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「12歳」を「18歳」に改め、「ある者」の次に「であって、次の各号に掲げる要件を満たすもの」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 寝屋川市の区域内に住所を有する者
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である者

第3条第1項を次のように改める。

次条第1項の規定による医療費の助成（以下「子ども医療費の助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。）又は自らが医療費を負担する子どものいずれかとする。

第4条第1項ただし書中「前条第1項に規定する子ども（以下「助成の対象となる子ども」という。）」を「子ども」に改め、同項第1号中「助成の対象となる子ども」を「子ども」に改め、「特別療養費」の次に「（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときの特別療養費を除く。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「助成の対象となる子ども」を「子ども」に改める。

第7条中「助成の対象となる子ども」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における保険給付に係る子ども医療費の助成について適用し、施行日前に行わ

れた保険給付に係る子ども医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第2条の規定により施行日以後に新たに子ども医療費の助成の対象となる子どもに係る医療証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 寝屋川市立市民会館耐震補強工事（建築主体工事） |
| 2 工 事 場 所 | 寝屋川市秦町 41 番 1 号 |
| 3 工 事 概 要 | (1) 耐震補強工事
ア 耐震壁増設 27 箇所
イ 壁開口閉塞 15 箇所
ウ 柱鋼板補強 2 箇所
エ 耐震壁ブレース設置 4 箇所
オ 耐震スリット 12 箇所
カ 鉄骨水平ブレース設置 5 構面
キ 大ホール天井改修工事
(2) その他改修工事
ア 防水改修工事
イ 外壁改修工事
ウ その他改修工事 |
| 4 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 金 416, 772, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 30, 872, 000 円) |
| 6 支 払 方 法 | 前金払 する |

- 部分払 しない
- 残金払 工事完成引渡し後
- 7 工 期 着工 平成 27 年 月 日
完成 平成 28 年 3 月 18 日
- 8 契約の相手方 大阪府寝屋川市下木田町 6 番 18 号
株式会社 中井工務店
代表取締役 中 井 正 昌

特定事業契約の締結及び財産の処分

次のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に規定する特定事業契約を締結すること及び財産の処分をすることについて、同法第 12 条の規定及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

1 特定事業契約の締結

(1) 契約の目的

寝屋川市営住宅再編整備 第 1 期建替事業

（明和一丁目、明和二丁目、高柳二丁目、打上南町、高倉一丁目、高倉二丁目地内における市営住宅等の整備及び入居者の移転支援並びに戸建て住宅等の用地及び高齢者向け住宅等の用地の活用等）

(2) 契約方法

総合評価制限付一般競争入札

(3) 契約金額

金 3,898,160,000 円（内消費税及び地方消費税の額 285,360,000 円）

(4) 契約の相手方

ア 大阪府寝屋川市大成町 1 番 1 号

株式会社 前田組

代表取締役 前 田 浩 輝

イ 大阪府吹田市高野台一丁目 6 番 8 号

株式会社 ジャス

代表取締役 加藤 精一

ウ 大阪府大阪市天王寺区清水谷町 19 番 1 号 RE-SOUL 清水谷 301

株式会社 田中啓文総合建築研究所

代表取締役 田中 啓文

エ 大阪府寝屋川市大成町 1 番 1 号

株式会社 マエダエステート

代表取締役 前田 浩輝

オ 大阪府寝屋川市東香里園町 11 番 27 号

株式会社 エヌ・ケイ興産

代表取締役 中尾 清行

カ 大阪府寝屋川市本町 16 番 5 号

株式会社 エフ・エム・シー介護サービス

代表取締役 松岡 晶

(5) 契約期間

契約確定の日から次の (ア) 及び (イ) のいずれもが完了する日まで

(ア) 整備後の市営住宅への入居者の移転

(イ) 戸建て住宅等の用地及び高齢者向け住宅等の用地に関する買戻しの
特約の登記の抹消の登記手続

2 財産の処分

(寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和 39 年寝屋川市条例第 6 号) 第 3 条の規定に該当する、1 の特定事業
契約における財産の処分)

(1) 処分する財産

次に掲げる土地 (戸建て住宅等の用地)

所在	地番	地目	地積
大阪府寝屋川市明和二丁目	1415 番 3 及 び同番 7 の 各一部	宅地	1,260 平方メートル

大阪府寝屋川市明和二丁目	1415番21 の一部	山 林	1,810.平方メートル
大阪府寝屋川市打上南町	899番1及 び同番2の 各一部	宅 地	10,928.95平方メートル

(2) 処分予定価格

金 420,000,000 円

(3) 処分の相手方

大阪府寝屋川市東香里園町 11 番 27 号

株式会社 エヌ・ケイ興産

代表取締役 中 尾 清 行

議案第 10 号

枚方寝屋川消防組合同規約の変更に関する 協議

次のとおり枚方寝屋川消防組合同規約を変更することに関し他の関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

枚方寝屋川消防組合理約の一部を変更する規約

枚方寝屋川消防組合理約（昭和 48 年 3 月 23 日許可）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 号中「（消防団に関する事務を除く。）」を「（消防団に関する事務のうち、関係市で協議して定める事務を除く。）」に改める。

第 4 条中「枚方市大垣内町 2 丁目 10 番 22 号」を「枚方市の区域内」に改める。

第 13 条第 2 項中「100 分の 20」を「100 分の 15」に、「人口割 100 分の 40」を「人口割 100 分の 45」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 28 年度及び平成 29 年度における分担金割合の特例）

- 2 この規約による改正後の枚方寝屋川消防組合理約第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年度及び平成 29 年度に限り、関係市の分担金の割合は、次の方法により算出する。

均等割 100 分の 15

世帯割 100 分の 42.5

人口割 100 分の 42.5

議案第 11 号

寝屋川市行政手続条例の一部改正

寝屋川市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市行政手続条例の一部を改正する条例

寝屋川市行政手続条例（平成9年寝屋川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条―第34条）」
「第4章 行政指導（第30条―第34条）」
第4章の2 処分等の求め（第34条の2）
に改める。
め（第34条の3）」

第2条第3号中「（寝屋川市の機関に該当するものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条及び第13条から第15条までの規定中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第22条第3項及び第28条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、寝屋川市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第 34 条の 2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした寝屋川市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 寝屋川市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章の 2 処分等の求め

第 34 条の 3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は行政指導をする権限を有する寝屋川市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容

- (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- 3 当該行政庁又は寝屋川市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(寝屋川市税条例の一部改正)

- 2 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 12 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、附則に次の 1 項を加える。

（寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会に関する規定の失効）

3 別表教育委員会 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の項の規定は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。

別表市長 寝屋川市京阪本線連続立体交差事業用地取得等業務委託に係る審議会の項を削り、同表教育委員会の項に次のように加える。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会	地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室推進事業の効果的な実施についての調査審議に関する事務
寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会	寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定についての調査審議に関する事務

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

寝屋川市立市民活動センター条例の一部 改正

寝屋川市立市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市立市民活動センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立市民活動センター条例（平成 19 年寝屋川市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（センターの位置に関する特例）

- 3 第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、平成 27 年 6 月 16 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間におけるセンターの位置は、寝屋川市東大和町 2 番 14 号とする。

（センターの休所日に関する特例）

- 4 第 17 条の規定にかかわらず、平成 27 年 6 月 16 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間におけるセンターの休所日は、毎月の第 2 日曜日及び平成 27 年 12 月 29 日から平成 28 年 1 月 3 日までの日とする。

別表中「第 10 条第 2 号及び第 13 条第 2 項」を「第 10 条、第 13 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 6 月 16 日から施行する。

（寝屋川市立産業振興センター条例の一部改正）

- 2 寝屋川市立産業振興センター条例（平成 17 年寝屋川市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表大セミナー室の項を削る。

議案第 14 号

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬場好弘

寝屋川市条例第 号

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年寝屋川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）

附則第2項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改め、同項の表に次のように加える。

教育長	月額	729,000円
-----	----	----------

附則第3項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

別表に次のように加える。

教育長	月額	810,000円
-----	----	----------

(寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市職員等の旅費に関する条例（平成14年寝屋川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「副市長」の次に「、教育委員会の教育長」を加える。

(寝屋川市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成15年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の次に「、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）」を加える。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長 .100分の20

(寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「委員長 月額 175,000円」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の廃止)

2 寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例(昭和31年寝屋川市条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号、附則第2項及び附則第3項並びに別表、寝屋川市職員等の旅費に関する条例別表第1項、寝屋川市特別職の職員の退職手当に関する条例第1条及び第3条第1項第3号並びに寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項第1号の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項第1号の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、附則第2項の規定による廃止前の寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例(第7条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

寝屋川市教育委員会の教育長の服務に関する条例の制定

寝屋川市教育委員会の教育長の服務に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市教育委員会の教育長の服務に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるとともに、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

(勤務時間その他の勤務条件)

第3条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年寝屋川市条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の免除及び勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、この条例（第3条を除く。）の規定は適用せず、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和34年寝屋川市条例第10号）の規定を適用する。

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例（第2条を除く。）の規定は適用せず、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年寝屋川市条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例（昭和31年寝屋川市条例第16号）（第2条から第6条までを除く。）の規定は、なおその効力を有する。

議案第 16 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の 一部改正

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年寝屋川市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項の表左欄第 4 号及び第 5 号」に改める。

第 6 条の 4 第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 第 1 号区分 59,550 円
- (2) 第 2 号区分 54,150 円
- (3) 第 3 号区分 43,350 円
- (4) 第 4 号区分 32,500 円
- (5) 第 5 号区分 27,100 円
- (6) 第 6 号区分 21,700 円
- (7) 第 7 号区分 0

第 6 条の 4 第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 10 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「法第 5 条の 4 第 2 項」を「法第 5 条の 6 第 4 項」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「次の表 1」を「次の表」に、「額)。」を「額)」に改め、後段及び表 2 を削り、同号の表 1 中「表 1」を削り、同表の備考中「これらの表」を「この表」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- (2) 構造計算適合性審査(法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は法第 18 条第 4 項ただし書に規定する審査をいう。以下同じ。)を要する確認の申請又は計画の通知に対する審査については、前号の手数料のほか、構造計算適合性審査が行われる一の建築物ごと(法第 20 条第 2 項の別の建築物とみなすことができる部分にあっては、当該部分ごと)に次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合計した額

床面積の合計	金額
200 平方メートル以内のもの	117, 100 円
200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	140, 000 円
500 平方メートルを超え、1, 000 平方メートル以内のもの	162, 800 円
1, 000 平方メートルを超え、2, 000 平方メートル以内のもの	185, 700 円
2, 000 平方メートルを超え、10, 000 平方メートル以内のもの	221, 900 円
10, 000 平方メートルを超え、50, 000 平方メートル以内のもの	294, 700 円
50, 000 平方メートルを超えるもの	541, 300 円

備考 「床面積」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積とする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物（構造計算適合性審査を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、申請に係る構造計算適合性審査に係る建

建築物の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積）の2分の1の面積とする。

別表第1項中「法第7条の6第1項第1号」を「法第7条の6第1項第1号又は第2号」に、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号又は第2号」に、「仮使用の承認」を「認定」に改め、同表中第31項を第32項とし、第30項の次に次のように加える。

31	令第137条の16第2号の規定に基づく認定の申請に対する審査	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	27,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	49,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	70,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	93,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	220,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	377,000円

	床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	584,000 円
--	-----------------------------	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市建築基準法施行条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後における新条例第 5 条に規定する確認の申請又は計画の通知について適用し、同日前のこの条例による改正前の寝屋川市建築基準法施行条例第 5 条に規定する確認の申請又は計画の通知については、なお従前の例による。

議案第 18 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号の表中「以下」を「以内」に改める。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収）

第 10 条の 2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項の規定に基づく許可の申請に対する審査については、1 件につき 160,000 円の手数料を、申請者から徴収する。

第 11 条（見出しを含む。）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第 12 条第 1 号中「いずれか高い額と、」の次に「同表の第 3 項に規定する住宅にあつては算定した額又は 5,500 円のいずれか高い額と、」を加え、「第 2 項」を「第 4 項」に改め、同号の表を次のように改める。

住宅	建築物の床面積の合計	算定基礎額
1 住宅の品質	200 平方メートル以内のもの	9,500 円
確保の促進等	200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	17,400 円
に関する法律		
（平成 11 年法	500 平方メートルを超え、1,000 平方メ	30,100 円
律第 81 号）第	ートル以内のもの	
5 条第 1 項の	1,000 平方メートルを超え、3,000 平方	47,900 円
登録住宅性能	メートル以内のもの	
評価機関（以下	3,000 平方メートルを超え、5,000 平方	89,200 円
「登録住宅性	メートル以内のもの	
能評価機関」と	5,000 平方メートルを超え、10,000 平方	155,300 円
いう。）により、	メートル以内のもの	

長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第6条第1項 各号(第3号を 除く。)に掲げ る基準に適合 していると認 められた住宅	10,000平方メートルを超えるもの	269,700円
2 住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条第1項 の設計住宅性 能評価書が提 出された一戸 建ての住宅	200平方メートル以内のもの	22,200円
	200平方メートルを超えるもの	35,200円
3 住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条第1項 の設計住宅性 能評価書が提 出された共同 住宅等	500平方メートル以内のもの	67,300円
	500平方メートルを超え、1,000平方メ ートル以内のもの	107,900円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方 メートル以内のもの	205,200円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方 メートル以内のもの	353,300円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方 メートル以内のもの	550,300円
	10,000平方メートルを超えるもの	1,007,400円

4 前3項に規定する住宅以外の住宅	200平方メートル以内のもの	68,800円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	122,400円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	195,900円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	388,500円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	696,500円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1,199,300円
	10,000平方メートルを超えるもの	2,223,500円

備考

- 1 「床面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。
- 2 「一戸建ての住宅」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下この条において「法規則」という。）第4条第1号に定めるところによる。
- 3 「共同住宅等」とは、法規則第4条第2号に定めるところによる。

第12条第2号中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、同条第3号中「構造計算適合性判定（建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定）」を「構造計算適合性審査（建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第4項ただし書に規定する審査）」に、「次号」を「次号及び第5号」に改め、「に、その額に対する消費税及び地方消費税に相当する金額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）」を削り、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号中「前3号の手数料」を「第1号から第3号までの手数料又は第1号、第2号及び前号の手数料」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は同法第18条第4項

の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査(前号及び次号に規定する審査を除く。)1件につき、第1号及び第2号の手数料のほか、構造計算適合性判定が行われる一の住宅(住宅部分以外の部分を有する建築物の部分である住宅にあっては、当該建築物。以下この号において同じ。)ごと(建築基準法第20条第2項の別の建築物とみなすことができる部分にあっては、当該部分ごと)に次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分及び同表の中欄に掲げる構造計算の方法の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合計した額に、その額に対する消費税及び地方消費税に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)並びに3,300円を加えた額(同法第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書がない場合に限る。)

床面積の合計	構造計算の方法	金額
200平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	88,700円
	大臣認定プログラム以外のもの	117,100円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	100,100円
	大臣認定プログラム以外のもの	140,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	111,600円
	大臣認定プログラム以外のもの	162,800円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	123,000円
	大臣認定プログラム以外のもの	185,700円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム	139,600円
	大臣認定プログラム以外のもの	221,900円
10,000平方メートルを超え、	大臣認定プログラム	176,000円

50,000 平方メートル以内のもの	大臣認定プログラム以外のもの	294,700 円
50,000 平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	297,600 円
	大臣認定プログラム以外のもの	541,300 円

備考

1 「床面積」とは、構造計算適合性判定に係る住宅の床面積とする。ただし、確認済証の交付を受けた住宅（構造計算適合性判定を受けたものに限る。）の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、申請に係る構造計算適合性判定に係る住宅の床面積（床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積）の2分の1の面積とする。

2 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。

第12条の2第1号の表中「以下」を「以内」に改め、同条第2号中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、同条第3号中「構造計算適合性判定」を「構造計算適合性審査」に、「次号」を「次号及び第5号」に、「第5号」を「第6号」に改め、「に、その額に対する消費税及び地方消費税に相当する金額を加えて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「前3号の手数料」を「第1号から第3号までの手数料又は第1号、第2号及び前号の手数料」に、「前2号及び第5号」を「第1号から第3号まで及び次号又は第1号、第2号、前号及び次号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 構造計算適合性判定を行う建築基準関係規定適合審査の申出に基づく審査（前号及び次号に規定する審査を除く。） 1件につき、第1号及び第2号の手数料（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する

同法第 54 条第 2 項の規定による申出については、第 2 号及び第 6 号の額) のほか、前条第 4 号に規定する同号の手数料の額の算定方法の例により算定した額から同条第 1 号及び第 2 号の手数料の額を控除した額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 11 条の改正規定 平成 27 年 5 月 29 日

(2) 第 12 条の改正規定 (同条第 1 号の改正規定を除く。)及び第 12 条の 2 の改正規定 平成 27 年 6 月 1 日

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例 (以下「新条例」という。)第 12 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る事務について適用し、同日前の申請に係る事務については、なお従前の例による。

3 新条例第 12 条 (第 1 号を除く。)及び第 12 条の 2 の規定は、第 1 項第 2 号に規定する規定の施行の日以後の申請に係る事務について適用し、同日前の申請に係る事務については、なお従前の例による。

議案第 19 号

寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「28,440 円」を「34,740 円」に改め、同条第 2 号中「28,440 円」を「45,160 円」に改め、同条第 3 号中「42,660 円」を「52,110 円」に改め、同条第 4 号中「56,880 円」を「62,530 円」に改め、同条第 5 号から第 10 号までを次のように改める。

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 69,480 円

(6) 次のいずれかに該当する者 83,370 円

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が 1,200,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第 2 条の保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90,320 円

ア 合計所得金額が 1,200,000 円以上 1,900,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 104,220 円

ア 合計所得金額が 1,900,000 円以上 2,900,000 円未満である者であり、か

つ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 118,110 円

ア 合計所得金額が 2,900,000 円以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 125,060 円

ア 合計所得金額が 4,000,000 円以上 5,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

第 5 条に次の 4 号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 132,010 円

ア 合計所得金額が 5,000,000 円以上 6,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 138,960 円

ア 合計所得金額が 6,000,000 円以上 7,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 145,900 円

ア 合計所得金額が 7,000,000 円以上 8,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 152,850 円

第 7 条第 3 項中「又は第 6 号ロ」を「、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロ」に、「から第 6 号」を「から第 9 号」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第 10 条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 14 条の規定に基づき、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、次の各号に掲げる事業については、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長の定める日の翌日から行うものとする。

(1) 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市介護保険条例第 5 条の規定は、平成 27 年度以後の年度における保険料率について適用し、平成 26 年度以前の年度における保険料率については、なお従前の例による。

市 道 の 廃 止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条2項の規定により議決を求める。

平成27年3月2日提出

寝屋川市長 馬場好弘

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A— 261	池田三丁目8号線	池田三丁目 554番3先から	池田三丁目 555番3先まで
A— 405	池田北8号線	池田北町 343番15先から	池田北町 15番6先まで
B— 174	三井が丘3号線	三井が丘四丁目 927番36先から	三井が丘五丁目 445番8先まで
C— 122	中神田2号線	中神田町 219番1先から	中神田町 215番3先まで
D— 155	明和二丁目3号線	明和二丁目 1415番13先から	明和二丁目 831番1先まで
D— 156	明和二丁目4号線	明和二丁目 1415番6先から	明和二丁目 1415番70先まで
D— 157	明和二丁目5号線	明和二丁目 1415番4先から	明和二丁目 1415番5先まで

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
D-158	明和二丁目6号線	明和二丁目 1413番3先から	明和二丁目 1413番3先まで
D-159	明和二丁目7号線	明和二丁目 1413番3先から	明和二丁目 1415番6先まで
D-242	新家一丁目4号線	新家一丁目 872番23先から	新家一丁目 872番23先まで
D-243	新家一丁目5号線	新家一丁目 850番22先から	新家一丁目 850番2先まで
D-328	大谷町5号線	大谷町 1421番9先から	大谷町 1421番10先まで
D-392	高宮二丁目5号線	高宮二丁目 154番9先から	高宮二丁目 154番11先まで
D-490	打上宮前町4号線	打上宮前町 687番3先から	打上宮前町 686番8先まで

市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

平成27年3月2日提出

寝屋川市長 馬 場 好 弘

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A-261	池田三丁目8号線	池田三丁目 554番10先から	池田三丁目 559番1先まで
A-405	池田北8号線	池田北町 343番15先から	池田北町 15番15先まで
A-631	太間町22号線	太間町 107番9先から	太間町 107番13先まで
A-632	太間町23号線	太間町 95番3先から	太間町 95番7先まで
A-643	太間町24号線	太間町 111番12先から	太間町 111番8先まで
A-633	田井西13号線	田井西町 276番25先から	田井西町 278番24先まで
A-651	田井町18号線	田井町 237番4先から	田井町 232番25先まで

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A-634	点野四丁目3号線	点野四丁目 53番20先から	点野四丁目 53番7先まで
A-635	点野四丁目4号線	点野四丁目 53番14先から	点野四丁目 53番8先まで
A-648	点野五丁目30号線	点野五丁目 117番11先から	点野五丁目 119番3先まで
A-649	点野五丁目31号線	点野五丁目 119番6先から	点野五丁目 119番7先まで
A-650	点野五丁目32号線	点野五丁目 593番5先から	点野五丁目 593番12先まで
A-636	池田三丁目27号線	池田三丁目 524番47先から	池田三丁目 524番51先まで
A-637	仁和寺四丁目21号線	仁和寺本町四丁目 434番242先から	仁和寺本町四丁目 434番272先まで
A-646	仁和寺五丁目27号線	仁和寺本町五丁目 620番3先から	仁和寺本町五丁目 618番7先まで
A-647	仁和寺五丁目28号線	仁和寺本町五丁目 618番9先から	仁和寺本町五丁目 617番7先まで
C-352	仁和寺町6号線	仁和寺町 528番2先から	仁和寺町 528番17先まで
C-353	仁和寺町7号線	仁和寺町 528番17先から	仁和寺町 528番13先まで
A-638	木屋町8号線	木屋町 官有地先から	木屋町 645番13先まで
A-639	木屋元町15号線	木屋元町 333番17先から	木屋元町 333番9先まで

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A-640	木屋元町16号線	木屋元町 333番16先から	木屋元町 333番12先まで
A-641	香里西8号線	香里西之町 538番6先から	香里西之町 538番14先まで
A-642	点野三丁目22号線	点野三丁目 760番8先から	点野三丁目 757番16先まで
A-644	木屋町9号線	木屋町 743番5先から	木屋町 63番先まで
A-645	平池16号線	平池町 26番3先から	平池町 26番11先まで
B-174	三井が丘3号線	三井が丘四丁目 927番36先から	三井が丘五丁目 927番243先まで
B-320	郡元町9号線	郡元町 799番17先から	郡元町 799番23先まで
C-122	中神田2号線	中神田町 219番1先から	中神田町 215番1先まで
C-354	中神田19号線	中神田町 215番1先から	中神田町 215番7先まで
C-357	中神田20号線	中神田町 399番5先から	中神田町 723番12先まで
C-351	黒原旭6号線	黒原旭町 168番12先から	黒原旭町 168番19先まで
C-355	黒原橋19号線	黒原橋町 278番6先から	黒原橋町 278番10先まで
C-356	黒原橋20号線	黒原橋町 278番10先から	黒原橋町 278番9先まで

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
C—358	中木田8号線	中木田町 1029番8先から	中木田町 1031番1先まで
C—359	高柳六丁目23号線	高柳六丁目 706番10先から	高柳六丁目 706番6先まで
C—360	春日町4号線	春日町 362番8先から	春日町 362番37先まで
C—361	春日町5号線	春日町 362番57先から	春日町 362番5先まで
D—2	河北西19号線	河北西町 68番26先から	河北西町 68番10先まで
D—161	河北西20号線	河北西町 135番2先から	河北西町 135番11先まで
D—17	大谷町9号線	大谷町 2320番8先から	大谷町 2320番15先まで
D—328	大谷町5号線	大谷町 1421番9先から	大谷町 1427番4先まで
D—160	堀溝三丁目10号線	堀溝三丁目 36番1先から	堀溝三丁目 36番2先まで
D—242	新家一丁目4号線	新家一丁目 872番23先から	新家一丁目 848番11先まで
D—243	新家一丁目5号線	新家一丁目 850番22先から	新家一丁目 848番20先まで
D—363	高宮一丁目12号線	高宮一丁目 72番5先から	高宮一丁目 72番10先まで
D—618	太秦元町9号線	太秦元町 129番19先から	太秦元町 129番18先まで

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
D- 392	高宮二丁目5号線	高宮二丁目 154番3先から	高宮二丁目 官有地先まで
D- 616	高宮あさひ丘31号線	高宮あさひ丘 564番3先から	高宮あさひ丘 564番6先まで
D- 617	高宮二丁目15号線	高宮二丁目 156番9先から	高宮二丁目 150番7先まで
D- 490	打上宮前町4号線	打上宮前町 686番48先から	打上宮前町 686番39先まで
D- 615	高宮栄15号線	高宮栄町 308番6先から	高宮栄町 308番20先まで
D- 619	秦29号線	秦町 637番13先から	秦町 642番1先まで
D- 620	明和二丁目3号線	明和二丁目 1415番13先から	明和二丁目 1415番21先まで
D- 621	明和二丁目12号線	明和二丁目 894番11先から	明和二丁目 834番9先まで